

# 令和8年度 経営継承・発展等支援事業

補助上限額

100万円

## 要 望 調 査

令和7年1月1日以降に経営継承した、または経営継承を予定している

後継者のチャレンジを応援します！

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限（国と本市で2分の1ずつ）で補助します。

要望調査期間

令和7年8月25日～令和7年9月19日 金

対象となる取組例

法人化

で経営強化！



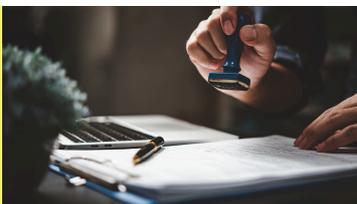
新品種・  
新部門導入

で付加価値向上！



認証取得

で信用力アップ！



販路開拓

で売上アップ！



データ管理の  
ソフト導入

で効率化！



機械導入

で業務効率化！



事業対象者

- ✓ 令和7年1月1日から令和8年7月頃までに先代から経営の主宰権を移している、または移す予定がある
- ✓ 令和7年1月1日以降に経営継承した、または経営継承を予定している
- ✓ 先代が地域農業の担い手であることを本市が認めている
- ✓ 青色申告をしている
- ✓ 後継者が地域計画の目標地図に位置づけられる等、地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすことを本市が認めている
- ✓ 家族経営協定を締結している（家族経営の場合）
- ✓ 経営継承以前に農業経営を主催したことがない

事業のお問い合わせ先

熊本市 農水局農政部  
農業支援課



☎ 096-328-2384

事業のお申込みはこちらにご連絡ください

北区・東区・中央区で営農の方  
北東部農業振興センター農業振興課

西区・南区で営農の方  
西南部農業振興センター農業振興課

☎ 096-272-1117

☎ 096-329-1158